

令和2年度老人保健健康増進等事業

介護分野における医療等IDの活用に向けた効率的なシステムの在り方に向けた調査研究事業

株式会社三菱総合研究所

1. 事業の目的

医療と介護のデータ連結にあたっては、市町村における要介護認定申請等の際に、被保険者から医療被保険者番号等の提出を受け、これを厚生労働省の介護保険総合データベース（以下、「介護DB」と言う。）に提供することが考えられる。このため市町村や国保連合会等のシステムの現状等を把握しつつ、実現するための課題の整理と対応方策を検討し、取りまとめを行った。

2. 市区町村システムから介護DBへの情報提供経路の現状整理調査

市区町村の介護システムから厚生労働省の介護DBに医療保険の被保険者番号等のデータを受け渡す経路としては、①認定ソフトから要介護認定データを送る経路と②受給者台帳情報を送る経路が考えられることがわかった。

3. 市区町村システムから介護DBへ医療被保険者番号を連携するための課題整理

市区町村システムから介護DBへの医療被保険者番号等を連携する方法が、市区町村の介護保険担当者の業務にも受け入れ可能なものか、自治体のヒアリングを実施した。

介護保険の受給者台帳への医療保険の被保険者番号等データの入力については、毎月1回入力が行われており、後期高齢者医療制度加入者と国民健康保険加入者に関しては、基本的には異動分全件が入力されていることが確認できた。

要介護認定データへの個人単位被保険者番号の連携は、国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度加入者に関して、入力における業務負担は現状とそれほど変わらない。

社会保険の被保険者番号の確認業務では、第2号被保険者で社会保険対象者は申請書をもとに入力する場合と、マイナンバーによる照会の2通りが考えられる。

4. 市区町村システムと介護DBの医療被保険者番号連携の対応方法検討

市区町村の事務負担を評価する上では、医療保険の種類によって要介護認定時に登録する事務作業内容が異なるため、次の2つの事務負担を考慮する必要がある。

(1) 国民健康保険又は後期高齢者医療制度加入者に係る事務作業

国民健康保険又は後期高齢者医療制度加入者については、高額介護合算療養費制度の対応のために、介護認定登録者全件分の医療保険の被保険者番号が連携されている。

(2) 社会保険加入者に係る事務作業

第2号被保険者は申請時に被保険者証を持参し、保険者番号と記号番号を申請書に記載してもらい、その情報をシステムに入力している。

第2号被保険者の被保険者番号の確認において一定の事務負担が発生している現状から、連携時には、更なる事務負担が想定される。直接的な対策としては、窓口申請時に医療保険の被保険者証の提示を求めをせず、市区町村において要介護等認定申請者の医療保険の被保険者番号を把握し、システム側に入力できるようにすることが望ましい。具体的な手段としては住民基本台帳やマイナンバーによる連携が挙げられる。